

日バス協技第357号
平成28年11月18日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 上杉 雅彦

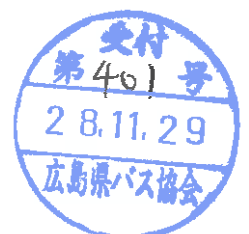
「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長、旅客課長、整備課長から別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴協会会員事業者に周知方お願い申し上げます。

担当：技術安全部（山川・仁保）
電話：03-3216-4015





別紙

国自安第161号の2
国自旅第233号の2
国自整第225号の2
平成28年11月17日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国 土 交 通 省
自 動 車 局 安 全 政 策 課 長



自 動 車 局 旅 客 課 長



自 動 車 局 整 備 課 長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付けで、別添のとおり各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴連合会）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



旧

新

国自総第446号
 国自旅第161号
 国自整第149号
 平成14年1月30日
 国自総第120号
 国自旅第46号
 国自整第47号
 平成14年6月28日
 国自総第286号
 国自旅第132号
 国自整第114号
 平成14年10月1日
 国自総第540号
 国自旅第243号
 国自整第226号
 平成15年3月31日
 国自総第553号
 国自旅第263号
 国自整第186号
 平成16年3月29日
 国自総第392号
 国自旅第185号
 国自整第83号
 平成17年12月5日
 国自総第329号
 国自旅第187号
 国自整第95号
 平成18年9月29日
 国自総第587号
 国自旅第328号
 国自整第179号
 平成19年3月30日
 国自安旅第29号
 国自整第82号
 国自安旅第42号
 平成20年6月11日
 国自安旅第154号
 国自整第120号

国自総第446号
 国自旅第161号
 国自整第149号
 平成14年1月30日
 国自総第120号
 国自旅第46号
 国自整第47号
 平成14年6月28日
 国自総第286号
 国自旅第132号
 国自整第114号
 平成14年10月1日
 国自総第540号
 国自旅第243号
 国自整第226号
 平成15年3月31日
 国自総第553号
 国自旅第263号
 国自整第186号
 平成16年3月29日
 国自総第392号
 国自旅第185号
 国自整第83号
 平成17年12月5日
 国自総第329号
 国自旅第187号
 国自整第95号
 平成18年9月29日
 国自総第587号
 国自旅第328号
 国自整第179号
 平成19年3月30日
 国自安旅第29号
 国自整第82号
 国自安旅第42号
 平成20年6月11日
 国自安旅第154号
 国自整第120号

国自整第 4 7 号
平成 20 年 9 月 28 日
一部改正 国自安第 1 17 号
国自旅第 1 19 号
国自整第 1 91 号
平成 21 年 11 月 20 日
一部改正 国自安第 1 06 号
国自旅第 1 08 号
国自整第 1 06 号
平成 22 年 4 月 28 日
一部改正 国自安第 1 170 号
国自旅第 2 146 号
国自整第 1 145 号
平成 23 年 3 月 31 日
一部改正 国自安第 1 076 号
国自旅第 1 169 号
国自整第 1 147 号
平成 24 年 4 月 16 日
一部改正 国自安第 1 034 号
国自旅第 2 066 号
国自整第 1 056 号
平成 24 年 6 月 29 日
一部改正 国自安第 1 048 号
国自旅第 2 233 号
国自整第 1 070 号
平成 24 年 7 月 18 日
一部改正 国自安第 1 105 号
国自旅第 3 331 号
国自整第 1 158 号
平成 24 年 11 月 22 日
一部改正 国自安第 1 166 号
国自旅第 1 144 号
国自整第 1 244 号
平成 25 年 5 月 15 日
一部改正 国自安第 1 070 号
国自旅第 1 082 号
国自整第 1 084 号
平成 25 年 7 月 26 日
一部改正 国自安第 1 277 号
国自旅第 2 033 号

国自整第 4 7 号
平成 20 年 9 月 28 日
一部改正 国自安第 1 17 号
国自旅第 1 19 号
国自整第 1 91 号
平成 21 年 11 月 20 日
一部改正 国自安第 1 06 号
国自旅第 1 08 号
国自整第 1 06 号
平成 22 年 4 月 28 日
一部改正 国自安第 1 170 号
国自旅第 2 146 号
国自整第 1 145 号
平成 23 年 3 月 31 日
一部改正 国自安第 1 076 号
国自旅第 1 169 号
国自整第 1 147 号
平成 24 年 4 月 16 日
一部改正 国自安第 1 034 号
国自旅第 2 066 号
国自整第 1 056 号
平成 24 年 6 月 29 日
一部改正 国自安第 1 048 号
国自旅第 2 233 号
国自整第 1 070 号
平成 24 年 7 月 18 日
一部改正 国自安第 1 105 号
国自旅第 3 331 号
国自整第 1 158 号
平成 24 年 11 月 22 日
一部改正 国自安第 1 166 号
国自旅第 1 144 号
国自整第 1 244 号
平成 25 年 5 月 15 日
一部改正 国自安第 1 070 号
国自旅第 1 082 号
国自整第 1 084 号
平成 25 年 7 月 26 日
一部改正 国自安第 1 277 号
国自旅第 2 033 号

国自整第148号
 平成25年8月23日
 一部改正
 国自安第209号
 国自旅第343号
 国自整第243号
 平成25年12月16日
 国自安第312号
 国自旅第623号
 国自整第398号
 平成26年3月31日
 国自安第155号
 国自旅第229号
 国自整第239号
 平成27年11月9日
 国自安第112号
 国自旅第153号
 国自整第161号
 平成28年9月8日
 国自安第161号
 国自旅第233号
 国自整第225号
 平成28年11月17日
 最終改訂

各地方運輸合
 沖繩運輸合
 事務局
 自動車技術
 運輸安全部
 長殿
 長殿
 自
 自
 自
 自動車局
 自動車局
 自動車局
 全旅整
 政策客備
 課課課
 長長長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第24条 点呼等
 (1) 乗務前、乗務途中及び乗務後の実施 (第1項から
 第3項まで)
 ①～④ (略)

国自整第148号
 平成25年8月23日
 一部改正
 国自安第209号
 国自旅第343号
 国自整第243号
 平成25年12月16日
 国自安第312号
 国自旅第623号
 国自整第398号
 平成26年3月31日
 国自安第155号
 国自旅第229号
 国自整第239号
 平成27年11月9日
 国自安第112号
 国自旅第153号
 国自整第161号
 平成28年9月8日
 最終改訂

各地方運輸合
 沖繩運輸合
 事務局
 自動車技術
 運輸安全部
 長殿
 長殿
 自
 自
 自
 自動車局
 自動車局
 自動車局
 全旅整
 政策客備
 課課課
 長長長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第24条 点呼等
 (1) 乗務前及び乗務後の実施 (第1項及び第2項)
 ①～④ (略)

⑤ 「夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者」とは、運行指示書上、実車運行（旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。以下同じ。）する区間の距離が100kmを超える夜間運行（実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻が午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。）を行う事業用自動車に乗務する運転者をいい、交替運転者が当該事業用自動車に添乗している場合は当該交替運転者を含む。

(2) アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第4項）

①～⑨（略）

(3) 乗務前、乗務後及び乗務途中の点呼等の記録等（第5項）点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

①・②（略）

③ 乗務途中点呼

イ. 点呼執行者名

ロ. 運転者名

ハ. 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ. 点呼日時

ホ. 点呼の具体的方法

ヘ. 自動車、道路及び運行の状況

ト. 運転者の疾病、疲労等の状況

チ. 指示事項

リ. その他必要な事項

第26条の2 事故の記録

(1) (略)

(2) 各号に掲げる項目の記録の内容については、自動車事故報告（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）別記様式の記入等の取扱いに準ずること。このうち、第4号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を標示したものを添付することと足りる。また、第6号の「事故の概要」については、事故報告規則別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」及び「損害の程度」に相当する事項を記録することと足りる。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、第6号の「事故の概要」に

(新設)

(2) アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第3項）

①～⑨（略）

(3) 乗務前及び乗務後の点呼等の記録等（第4項）点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

①・②（略）

(新設)

第26条の2 事故の記録

(1) (略)

(2) 各号に掲げる項目の記録の内容については、自動車事故報告（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）別記様式の記入等の取扱いに準ずること。このうち、第4号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を標示したものを添付することと足りる。また、第6号の「事故の概要」については、事故報告規則別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」及び「損害の程度」に相当する事項を記録することと足りる。

については、ドライブレコーダーの記録（「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」（平成28年国土交通省告示1346号）第2条第1項の記録をいう。以下同じ。）を含めることとし、第8号の「再発防止対策」を講じるにあたっては、当該ドライブレコーダーの記録を利用しななければならない。

(3) (略)

第38条 従業員に対する指導監督

(1) 第1項及び第2項に基づく運転者に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号。以下「指導監督指針」という。）により実施されなければならない。

(以下略)

(2) 第1項に基づく指導監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導監督に使用した資料の写し等を添付されなければならない。

(3) ～ (8) (略)

(9) 指導監督指針第一章又は第二章の柱書きの規定に基づき保存しなければならないドライブレコーダーの記録には、第一章3(3)及び第二章3(3)の規定に基づき確認したドライブレコーダーの記録を含むものとする。

また、指導監督指針第一章又は第二章の柱書きの規定に基づきドライブレコーダーの記録を保存する場合には、当該記録のファイル名についても一般的な指導及び監督又は特別な指導の内容の一部として記録する必要がある。

(10) 指導監督指針第一章2(1)③の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者は、従来乗務していた事業用自動車と制動装置又は変速装置の操作性等が著しく異なる事業用自動車に乗務しようとする運転者に対して、乗務前に制動装置又は変速装置の操作性等を把握させる必要がある。

(11) 指導監督指針第一章2(1)⑦に規定する車種区分は、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更許可申請の処理について」（平成11年12月13日付自旅第128号、自環第241号）による車種区分と同一のものである。

(12) 指導監督指針第一章2(1)⑦並びに第二章2(1)⑤及び⑦並びに(2)④及び⑦の「当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車」とは、運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の事業用自動車（専ら指導及び監督の用に供する自動車を含む。以下「訓練用自動車」という。）

(3) (略)

第38条 従業員に対する指導監督

(1) 第1項及び第2項に基づく運転者に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号。以下「指導監督指針」という。）により実施すること。

(以下略)

(2) 第1項に基づく指導監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導監督に使用した資料の写し等を添付するよう指導すること。

(3) ～ (8) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

であって、かつ、制動装置の操作性等が当該実際に運転する事業用自動車と著しく異なるものをいう。ただし、運転者が実際に運転する事業用自動車より大型の車種区分の訓練用自動車を用いても差し支えない。

(13) 指導監督指針第一章2(1)⑦、第二章2(1)⑤及び(2) (新設)

④の規定に基づく制動装置の急な操作の方法に係る指導について、走行状態の訓練用自動車を用いて行うことが困難な場合にあつては、停止状態の訓練用自動車を用いても差し支えない。

(14) 指導監督指針第一章2(2)①の「安全性の向上を図るための装置」とは、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置その他の先進技術を利用して運転者の安全運転を支援する装置をいう。 (新設)

(15) 指導監督指針第一章3(3)後段の規定に基づき、ドライバープレコーダーの記録を利用して指導及び監督の内容に係る運転者の習得の程度の確認を行う場合は、当該運転者に対して実施した指導及び監督の内容に応じた、適切な運行経路及び時間帯の6分間程度のドライバープレコーダーの記録を確認するものとする。

また、当該規定中「速やかに」とは、やむを得ない場合を除き、当該運転者に対する指導監督指針第一章2(2)②の指導及び監督の実施後、2週間を超えない適切な時期とする。

(16) 指導監督指針第二章2(1)⑦及び(2)⑦の規定に基づ (新設)

く安全運転の実技に関する指導において、雪道又は夜間の運行を行う運転者にあつては、必要に応じてそれらの運行経路又は時間帯においても指導を行う必要がある。

また、安全運転の実技における訓練用自動車のドライバープレコーダーの記録並びに運行記録計で記録した瞬間速度、運行距離及び運行時間の記録を3年間保存させること。ただし、一運転者に対して安全運転の実技に係る指導を20時間以上実施した場合にあつては、保存する記録は20時間分で足りる。

(17) 指導監督指針第二章2(1)⑦及び(2)⑦の趣旨は、一 (新設)

般貸切旅客自動車運送事業者において、運行の安全の確保に必要な実技に関する指導の徹底を期するものであり、したがって、一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者の技量を見極めつつ、運行の安全の確保に支障がないと認められるまで当該運転者に対して指導を継続して実施する必要があるが、20時間の実施では必ずしも十分ではないことに留意しなければならない。

(18) 指導監督指針第二章2(3)に規定する「準初任運転者」 (新設)

には、以下の者は含まない。
① 当該一般貸切旅客自動車運送事業者において乗務しようとする貸切バスと同一又はそれより大型の車種区分の貸切バスにつ

いて、直近1年間で20時間以上乗務した経験の有する運転者であつて、かつ、当該一般貸切旅客自動車運送事業者が運行の安全の確保に支障がないと認めらる者

② 一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗合旅客自動車運送事業を営む当該事業者において、乗務しようとする貸切バスと同二又はそれより大型の車種区分の高速乗合バスについて、直近1年間で20時間以上乗務した経験の有する運転者であつて、かつ、当該一般貸切旅客自動車運送事業者が運行の安全の確保に支障がないと認めらる者

(19) 指導監督指針第二章3(3)の規定に基づき、ドライブレコーダーの記録を利用して特別な指導の内容に係る運転者の習得の程度の確認を行う場合は、当該運転者に対して実施した指導及び監督の内容に応じて、適切な運行経路及び時間帯の15分間程度のドライブレコーダーの記録を確認するものとする。この場合において、高速道路、坂道、隘路、市街地、駐車場におけるドライブレコーダーの記録をそれぞれ確認するよう可能な限り努めるものとする。

また、当該規定中「速やかに」とは、やむを得ない場合を除き、当該運転者に対する特別な指導の実施後、2週間を超えない適切な時期とする。

(20) ~ (22) (略)

第47条の7 旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

(1) 事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表については、「旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(平成28年国土交通省告示第1337号)及び安全マネジメント等実施通達により行うよう指導すること。

(2) 本条及び(1)に定める告示により、一般貸切旅客自動車運送事業者が国土交通大臣に報告する内容は、一般貸切旅客自動車運送事業者に係る安全情報として国土交通省のホームページ等において公表されることを踏まえ、定められた方法により、確実に報告するよう指導すること。

第47条の9 運行管理者等の選任

(1) 本条第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業者資格者証は、運行管理者試験を合格した者に交付するものであり、その他の種類の資格者証は、第48条の5第1項に規定する一定の実務の経験その他の要件を備える

(新設)

(9) ~ (11) (略)

第47条の7 旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表については、「旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項」(平成18年国土交通省告示第1089号)及び安全マネジメント等実施通達により行うよう指導すること。

第47条の9 運行管理者等の選任

(1) 本条第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業者資格者証は、運行管理者試験を合格した者に交付するものであり、その他の種類の資格者証は、第48条の5第1項に規定する一定の実務の経験その他の要件を備える

者に交付するものである。
 なお、平成18年9月30日以前に交付を受けた各種類の資格者証について、同年10月1日以降も引き続き当該種類の資格者証として扱うものである。

また、同年9月30日以前に行われた各種類の運行管理者試験に合格した者については、同年10月1日以降も当該試験の種類に属した種類の資格者証を交付することとなる。

また、平成28年11月30日以前に交付を受け、又は同日以前に交付の申請をし、同年12月1日以降に交付を受けた一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証については、同年12月1日以降も引き続き当該種類の資格者証として扱うものである。

(2) 本条第1項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。ただし、4両以下の一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所であつて、地方運輸局長が当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、運行管理者の選任数の最低限度は1人とする。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第3項に規定する補助者を兼務することはできない。

① (略)

② 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所

事業用自動車の数	運行管理者数
39両まで	2人
40両～59両	3人
60両～79両	4人
80両～99両	5人
100両～129両	6人
130両～159両	7人
160両～189両	8人

者に交付するものである。

なお、平成18年9月30日以前に交付を受けた各種類の資格者証について、同年10月1日以降も引き続き当該種類の資格者証として扱うものである。

また、同年9月30日以前に行われた各種類の運行管理者試験に合格した者については、同年10月1日以降も当該試験の種類に属した種類の資格者証を交付することとなる。

(2) 本条第1項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第3項に規定する補助者を兼務することはできない。

① (略)

② 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所

事業用自動車の数	運行管理者数
29両まで	1人
30両～59両	2人
60両～89両	3人
90両～119両	4人
120両～149両	5人
150両～179両	6人
180両～209両	7人

上表の車両数を超える場合には、次の算式により運行管理者の選任数の最低限度を算出すること。(1未満の端数は切り捨て)

$$\frac{\text{事業用自動車の両数} - 100}{30} + 6$$

運行管理者の選任数の最低限度 =

$$30$$

③～⑤ (略)

(3) 同一事業者の同一営業所で複数の種類の事業の事業用自動車(乗客自動車)を管理する場合には、旅客自動車送事業の運行管理者資格を有する運行管理者又はそれぞれの事業の種類に応じた種類の資格を有する運行管理者を併せて有することができる。この場合は、当該種類の事業の運行管理者を兼務することにより、当該種類の事業の運行管理者のうちより多くの数の運行管理者を選任するよう指導すること。

(例)

一般乗合旅客自動車送事業用自動車	28両
一般貸切旅客自動車送事業用自動車	5両

複数事業の事業用自動車 計 33両

この場合は、一般貸切旅客自動車送事業における選任数の定めに従って運行管理者を選任する。

33

$$\frac{\text{運行管理者の選任数の最低限度} = 33}{20} + 1 = 2$$

20

(4) ～ (9) (略)

第48条の6 資格者証の様式及び交付

(1) 第1項で定める資格者証(第1号様式)の「資格者証番号」は、地方運輸局名を示す符号、各運輸支局名(運輸監理部を含み、陸運事務所を除く。)を示す符号及び資格者証の種類を示す符号並びに交付番号(一連番号とする。)の順に配列する。

①・② (略)

③ 資格者証の種類を示す符号は、次のとおりとする。

上表の車両数を超える場合には、次の算式により運行管理者の選任数の最低限度を算出すること。(1未満の端数は切り捨て)

$$\frac{\text{事業用自動車の両数}}{30} + 1$$

運行管理者の選任数の最低限度 =

$$30$$

③～⑤ (略)

(3) 同一事業者の同一営業所で複数の種類の事業の事業用自動車(乗客自動車)を管理する場合には、旅客自動車送事業の運行管理者資格を有する運行管理者又はそれぞれの事業の種類に応じた種類の資格を有する運行管理者を併せて有することができる。この場合は、当該種類の事業の運行管理者を兼務することにより、当該種類の事業の運行管理者のうちより多くの数の運行管理者を選任するよう指導すること。

(例)

一般乗合旅客自動車送事業用自動車	28両
一般貸切旅客自動車送事業用自動車	5両

複数事業の事業用自動車 計 33両

この場合は、一般貸切旅客自動車送事業における選任数の定めに従って運行管理者を選任する。

33

$$\frac{\text{運行管理者の選任数の最低限度} = 33}{30} + 1 = 2$$

30

(4) ～ (9) (略)

第48条の6 資格者証の様式及び交付

(1) 第1項で定める資格者証(第1号様式)の「資格者証番号」は、地方運輸局名を示す符号、各運輸支局名(運輸監理部を含み、陸運事務所を除く。)を示す符号及び資格者証の種類を示す符号並びに交付番号(一連番号とする。)の順に配列する。

①・② (略)

③ 資格者証の種類を示す符号は、次のとおりとする。

資格者証の種類	符号
旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	旅客
一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	乗合
(削る)	(削る)
一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	乗用
特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	特定

④ 資格者証の「資格者番号」の例
(例1)・(例2) (略)

(削る)

(例3) (略)

第68条 届出

(1) 運行管理者選任(解任)届出書及び補助者選任(解任)届出書の様式は、電子情報処理組織による届出については別添の様式を例としてとりとする。
また、これによらない届出については別添の様式を例として地方運輸局において運行管理者選任(解任)届出書及び補助者選任(解任)届出書の様式を作成することとして差し支えない。

(2) 第1項の表第1号の届出の際には、運行管理者資格者証又はその写しの提示を求め、確認を行うこと。

(3)・(4) (略)

(5) 第1項の表第5号の届出の際には、運行管理者資格者証若しくはその写し、貨物自動車運送事業法第19条第1項の運行管理

資格者証の種類	符号
旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	旅客
一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	乗合
一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	貸切
一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	乗用
特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	特定

④ 資格者証の「資格者番号」の例
(例1)・(例2) (略)

(例3) 関東運輸局栃木運輸支局において一般貸切旅客自動車運送事業に係る資格者証を交付する場合

関東運輸局 第1号

一連番号を示す
一般貸切旅客自動車運送事業
運行管理者資格者証を示す
栃木運輸支局を示す
関東運輸局を示す

(例4) (略)

第68条 届出

(1) 運行管理者選任(解任)届出書の様式は、電子情報処理組織による届出については別添の様式を例としてとりとする。
また、これによらない届出については別添の様式を例として地方運輸局において運行管理者選任(解任)届出書の様式を作成することとして差し支えない。

(2) 第1項第1号の届出の際には、運行管理者資格者証又はその写しの提示を求め、確認を行うこと。

(3)・(4) (略)

(新設)

者資格者証若しくはその写し又は第47条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定を受けた講習を修了したことを証する書類の提示を求め、確認を行うとともに、法第23条の2第2項第1号の該当の有無を申告させること。

(6) 運行管理者選任（解任）届出及び補助者選任（解任）届出を受け付けた際には、速やかに届出内容を運送事業者監査総合情報システムに入力すること。

第69条 書類の管理

(1) 本条は、運行管理の適正化及び監査の効率化等を図るため、旅客自動車運送事業者に対し、「旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示」（平成28年国土交通省告示第1336号。以下「書類告示」という。）に定める書類の営業所における適切な管理及び速やかな提示を義務付けるものである。したがって、この趣旨に則り、書類告示に定めない書類についても、適切な管理に努めるよう事業者を指導すること。

(2) 「速やかに提示できるようにする」とは、法第94条第1項の規定による報告の求めを受けた場合には報告の期限までに提出の求めを受けた書類を提出できようにすることを、同条第4項の規定による立入検査において提示（写しの提供を含む。以下同じ。）の求めを受けた場合には検査終了時までに当該求めを受けた書類を提示できるようにすることをいう。

(5) 運行管理者選任（解任）届出を受付た際には、速やかに届出内容を運送事業者監査総合情報システムに入力すること。

(新設)

(別添)

(表)

旅客自動車運送事業運行管理者・補助者 選任(解任)届出書

殿

届出者の氏名
又は名称

届出者の住所

営業所の名称
及び所在地

経理運行管理番号 選任年月日	年 月 日
事業の種類	一般乗合 ・ 一般貸切 ・ 一般乗用 ・ 特定
事業用自動車の台数	台

運行管理者・補助者		兼職の有無	
選任年月日	年 月 日	有()・無	有()・無
解任年月日	年 月 日	解任理由	解任理由
氏名(フリガナ)	年 月 日 生年月日	氏名(フリガナ)	生年月日
資格者証番号	年 月 日 交付年月日	資格者証番号	交付年月日
基礎講習修了番号	年 月 日 修了年月日	基礎講習修了番号	修了年月日
欠格事由への該当	年 月 日 有・無	欠格事由への該当	年 月 日 有・無

(日本工業規格A974番)

(別添)

(略)

(裏)

運行管理者・補助者		兼職の有無	
選任年月日	年 月 日	有()・無	有()・無
解任年月日	年 月 日	解任理由	解任理由
氏名(フリガナ)	年 月 日 生年月日	氏名(フリガナ)	生年月日
資格者証番号	年 月 日 交付年月日	資格者証番号	交付年月日
基礎講習修了番号	年 月 日 修了年月日	基礎講習修了番号	修了年月日
欠格事由への該当	年 月 日 有・無	欠格事由への該当	年 月 日 有・無

備考

- (基本事項)
1. 事業の種類については、該当するもの之一を記載すること。
 2. 届出する運行管理者、補助者の別については、該当するものを記載すること。
 3. 同一事業所で複数の種類の旅客自動車運送事業の運行を管理する場合には、事業用自動車の台数の状況は、事業の種類ごとの台数を記載すること。その際、一般乗用の事業用自動車については、乗車定員11人以上の乗員の台数をのみ記載すること。
 4. 選任理由にあたっては、申請の有無については、申請項目を記載し、有の場合はその内容及び添付書類を記載すること。
 5. 解任理由にあたっては、申請の有無については、申請項目を記載し、有の場合はその内容及び添付書類を記載すること。
 6. 資格者証番号は、基礎講習修了番号を記載し、基礎講習修了番号を記載し、基礎講習修了番号を記載すること。
 7. 補助者を選任する場合には、資格者証を有する場合は資格者証に関する情報、基礎講習受検者の場合は基礎講習に関する情報を、それぞれを記載すること。
- (注意事項)
- 運行管理者の選任を届出する場合は資格者証(写しでも可)、補助者の選任を届出する場合は資格者証(写しでも可)、貸物自動車運送事業法第19条第1項の運行管理資格修了証(写しでも可)又は基礎講習修了証(写しでも可)又は運行管理手帳(氏名等改訂の当該基礎講習の交付番号が欄で空白欄の写しでも可)を添付すること。それができない場合は、別途届出窓口の支店等に、これらの書類(写しでも可)を添付すること。これらの書類の写しを添付すること。

附 則

改正後の通達は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第26条の2（2）、第38条（9）、（15）、（16）（ドライブレコーダーの記録の保存に係る部分に限る。）、（19）及び第47条の9（2）の改正規定は、平成29年12月1日から施行する。